

議案第11号

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年3月8日提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
11号	1

守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第1号及び第2号中「2万6,200円」を「2万6,600円」に改め、同条第3号中「3万9,300円」を「3万9,900円」に改め、同条第4号中「5万2,500円」を「5万3,200円」に改め、同条第5号中「6万300円」を「6万1,100円」に改め、同条第6号中「6万5,600円」を「6万6,500円」に改め、同条第7号中「7万8,700円」を「7万9,800円」に改め、同条第8号中「9万1,800円」を「9万3,100円」に改める。

第7条第1項中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の守谷市介護保険条例（以下「新条例」という。）

第4条の規定並びに次条及び第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、37,200円とする。

第4条 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第

4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、47,800円とする。

議案	頁数
11号	2

提案理由（議案第11号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度までの介護保険料率を改定するため、守谷市介護保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市介護保険条例新旧対照表

改 正	現 行
第1条から第3条まで (略) (保険料率)	第1条から第3条まで (略) (保険料率)

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万6,600円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万6,600円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万9,900円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万3,200円

(5) 次のいづれかに該当する者 6万1,100円

第4条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万6,200円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万6,200円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万9,300円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万2,500円

(5) 次のいづれかに該当する者 6万300円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第29
2条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6
条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

（6）次のいづれかに該当する者 6万6,500円
ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、
前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

（7）次のいづれかに該当する者 7万9,800円
ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、
前各号のいづれにも該当しないものの

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第29
2条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいづれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6
条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

（6）次のいづれかに該当する者 6万5,600円
ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、
前各号のいづれにも該当しないものの
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

（7）次のいづれかに該当する者 7万8,700円
ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、
前各号のいづれにも該当しないものの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8）前各号のいづれにも該当しない者 9万3,100円

第5条及び第6条（略）
(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税若しくは非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定するには、その確定する日までの間ににおいて到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者に規定する保険料率の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認めた額（市長において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（8）前各号のいづれにも該当しない者 9万1,800円

第5条及び第6条（略）
(普通徴収の特例)

第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税若しくは非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため、当該年度分の保険料の額を確定することができない場合には、その確定する日までの間ににおいて到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者にについて、その者の前年度の第4条に規定する保険料率の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認めた額（市長において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 （略）
第8条から第19条まで（略）